

平成31年3月28日

小規模多機能型居宅介護 管理者様
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 管理者様
看護小規模多機能型居宅介護 管理者様

世田谷区高齢福祉部
介護保険課長 杉中 寛之

地域密着型サービス等第三者評価受審費補助事業の一部事業見直しについて

日頃より世田谷区の介護保険事業へのご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記の世田谷区の事業について、東京都の補助事業の要件変更に伴い、平成31年度より下記の通り一部事業の見直しを行います。

お手数ですが、内容のご確認をいただくとともに、事業見直しに関してのご理解のほど、よろしくお願いたします。

記

1. 事業見直しの背景

世田谷区では、東京都の「地域福祉推進区市町村包括補助事業」（以下、「都補助事業」）を活用し第三者評価受審に係る補助事業を実施していますが、小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む、以下同じ）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の都補助事業の補助率を平成31年度より変更する旨、東京都より通知がありました。

これを踏まえ、世田谷区の補助事業の一部見直しを行います。

2. 事業の見直しの内容

(1) 見直し内容

小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護第三者受審費補助については、平成31年度より補助金の対象を3年に1回とします。

なお、平成30年度（2018年度）以前の受審状況は、3年に1回の補助金の要件に含めないで実施します。（例3を参照）

(2) 事業見直し後の補助金対象の考え方

例1：2019年度に第三者評価の補助金を受けた場合、翌年度と翌々年度は補助金の対象にはなりません。

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
補助実施	補助対象外	補助対象外	補助対象

例2：2019年度に第三者評価の補助金を受けた場合、2022年度には補助金の申請が可能ですが、第三者評価を受審しなかった2023年度に申請が可能です。

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
補助実施	補助対象外	補助対象外	補助対象→補助金申請なし	補助対象

例3：2018年度までの受審状況は含めないため、2018年度に第三者評価の補助金を受けた場合でも2019年度の補助金の申請は可能です。

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
補助実施	補助対象	補助対象外	補助対象外	補助対象

例4：2018年度までの受審状況は含めないため、2018年度に第三者評価の補助金を受けた場合でも2020年度の補助金の申請は可能です。

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
補助実施	補助金申請なし	補助対象	補助対象外	補助対象外

(4) 補助金額等その他の要件

補助金額等その他の要件については変更ありません。

参考

補助対象額：上限60万円（1,000円未満は切り捨て）

※ 評価機関2社以上の見積もりを取っていただき、見積価格の安価な評価機関との契約が原則になります。

※ 「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」（「サービス項目を中心とした評価」）と「組織マネジメント項目を含めた評価」（「標準の評価」）とを事業所が任意に選択できます。

補助要件（抜粋）

- ・ 東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関との契約であること。
- ・ 第三者評価の結果を世田谷区に報告するとともに、その公表に同意していること。
- ・ 評価結果に基づき、サービスの改善課題及び改善のための取組方針をまとめ、世田谷区に報告するとともに、その公表に同意していること。
- ・ 翌年度に取組の実施状況をまとめ、世田谷区に報告するとともに、その公表に同意していること。
- ・ 交付申請、実績報告など、必要な書類を提出期間内に提出していること。

担当

介護保険課事業者支援担当

電話：5432-2884

FAX：5432-3059